

可茂衛生施設利用組合
地球温暖化対策実行計画

平成 30 年 4 月

目 次

第1章 計画策定の背景 1

- (1) 地球温暖化問題
- (2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向
- (3) 実行計画策定の根拠
- (4) 計画の目的
- (5) 基準年度
- (6) 計画期間
- (7) 対象とする事業範囲
- (8) 対象とする温室効果ガスの種類

第2章 温室効果ガスの排出量の現状 4

- (1) 温室効果ガスの種類別排出量
- (2) 二酸化炭素 (CO₂)
- (3) メタン (CH₄)
- (4) 一酸化二窒素 (N₂O)
- (5) ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- (6) 温室効果ガスの施設別排出量
- (7) 温室効果ガス排出量の総括

第3章 温室効果ガスの削減目標 7

- (1) 温室効果ガスの削減
- (2) 温室効果ガスの削減目標の設定

第4章 削減目標達成のための取組 8

第5章 実行計画の推進 10

- (1) 算定方法
- (2) 評価・公表

第1章 計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題

温暖化が進むと、気温が上昇するだけでなく地球全体の気候が大きく変化します。既に世界各地では、そのさまざまな影響が現れ始めており、自然環境や人の暮らしにも重大な問題を引き起こしています。こうした問題は、温暖化への対策を十分に行わない場合、さらに深刻化し、地球規模の深刻な被害をもたらす危険性が指摘されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、平成 27 年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26.0%減（2005 年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年 12 月のパリ協定の採択を受け、政府は同年 12 月 22 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、2016 年 3 月 15 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、パブリックコメントを行いました。

パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画（閣議決定案）」について地球温暖化対策推進本部を開催して了承し、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

(3) 実行計画策定の根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第 21 条第 1 項で、都道府県及び市町村は事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。

全ての都道府県及び市町村に事務事業編の策定が義務付されています。また、特別区については、地方自治法に基づく市に関する規定が適用され、一部事務組合及び広域連合についても、地方自治法に基づく普通地方公共団体に関する規定が準用されるため、事務事業編の策定が義務付けられています。

また、事務事業編を策定・改定したときは、延滞なく公表すること、加えて毎年一回、事務事業編に基づく措置の実施状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表しなければならないとされています。

地球温暖化対策推進法第 21 条

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画策定に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、延滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第 5 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

(4) 計画の目的

可茂衛生施設利用組合（以下、「当組合」という。）では、温対法 第 4 条に定められた地方公共団体の責務に基づき、当組合が管理する 4 施設の温室効果ガスの排出抑制、省エネ、事務経費の節減、長寿命化等を図り当組合が取り組むべき環境への配慮及び目標を示すことにより、環境保全への意識高揚と負荷のかからない活動を推進することを目的とするため、可茂衛生施設利用組合地球温暖化対策実行計画（以下、「本実行計画」という。）を策定する。

(5) 基準年度

本実行計画の基準年度は、2016 年度とします。

(7) 計画の期間

本実行計画の期間は 2030 年度までとします。また、計画より 5 年後の 2023 年度に見直しを行います。

(8) 対象とする事業範囲

当組合が管理運営する、ささゆりクリーンパーク（ごみ処理施設）、緑ヶ丘クリーンセンター（し尿処理施設）、可茂聖苑（斎場）、わくわく体験館（ガラス工房・宿泊施設）を、本実行計画の対象施設とする。

ささゆりクリーンパーク	岐阜県可児市塩河 839 番地
緑ヶ丘クリーンセンター	岐阜県美濃加茂市牧野 1912 番地 2
可茂聖苑	岐阜県美濃加茂市西町 7 丁目 13 番地
わくわく体験館	岐阜県可児市塩河 1071 番地 4

(9) 対象とする温室効果ガスの種類

本実行計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの 4 種類を対象とし、その他の温室効果ガスであるパーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素については対象外とします。

ガスの種類		地球温暖化係数	対象	組合事業による発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	1	○	電気の使用や灯油、A重油、石油ガス、自動車や特殊車両等の使用により排出されている。
	非エネルギー起源			廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)		25	○	廃棄物の焼却、し尿の処理、ガラス溶解炉、自動車や特殊車両等の使用により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	○	廃棄物の焼却、し尿の処理、ガラス溶解炉、自動車や特殊車両等の使用により排出される。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		1,430	○	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン (PFC)		7,390	×	特になし
六フッ化硫黄 (SF ₆)		22,800	×	特になし
三フッ化窒素 (NF ₃)		17,200	×	特になし

第2章 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガスの種類別排出量

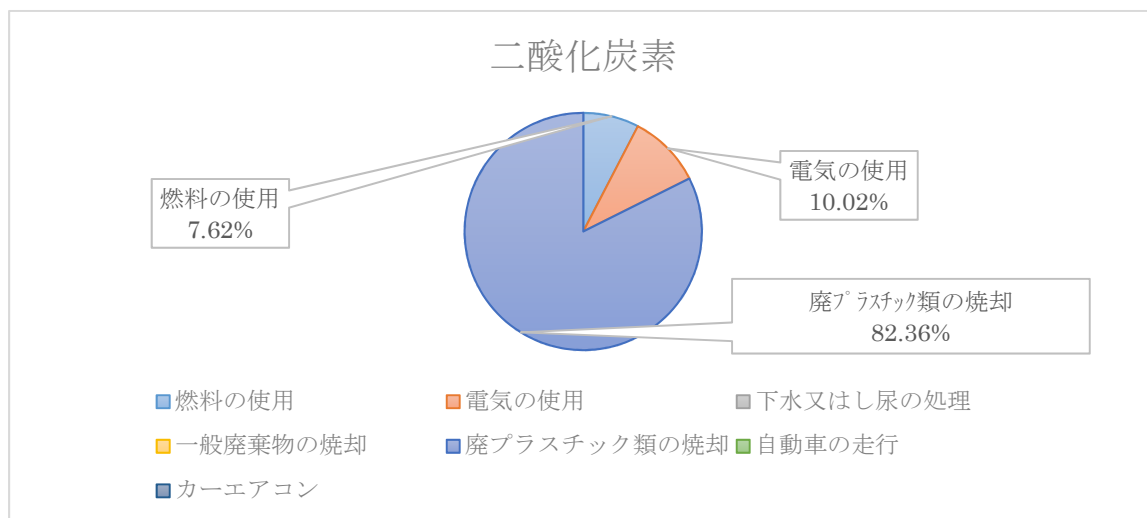
2016年度における当組合から排出された温室効果ガスの総量は、約30,117(t-CO₂)となり、種類別では、二酸化炭素が約96.796%、メタンが約0.166%、一酸化二窒素が約3.037%、ハイドロフルオロカーボンが約0.001%となりました。

2016年度 可茂衛生施設利用組合 温室効果ガス排出量 (kg-CO₂)

区分	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	計
燃料の使用	2,221,196	1	8,582		2,229,779
電気の使用	2,922,590				2,922,590
下水又はし尿の処理		47,923	67,647		115,570
一般廃棄物の焼却		2,169	838,021		840,190
廃プラスチック類の焼却	24,008,495				24,008,495
自動車の走行		12	327		339
カーエアコン				185	185
合計	29,152,281	50,105	914,577	185	30,117,148
構成比 (%)	96.796%	0.166%	3.037%	0.001%	100.00%

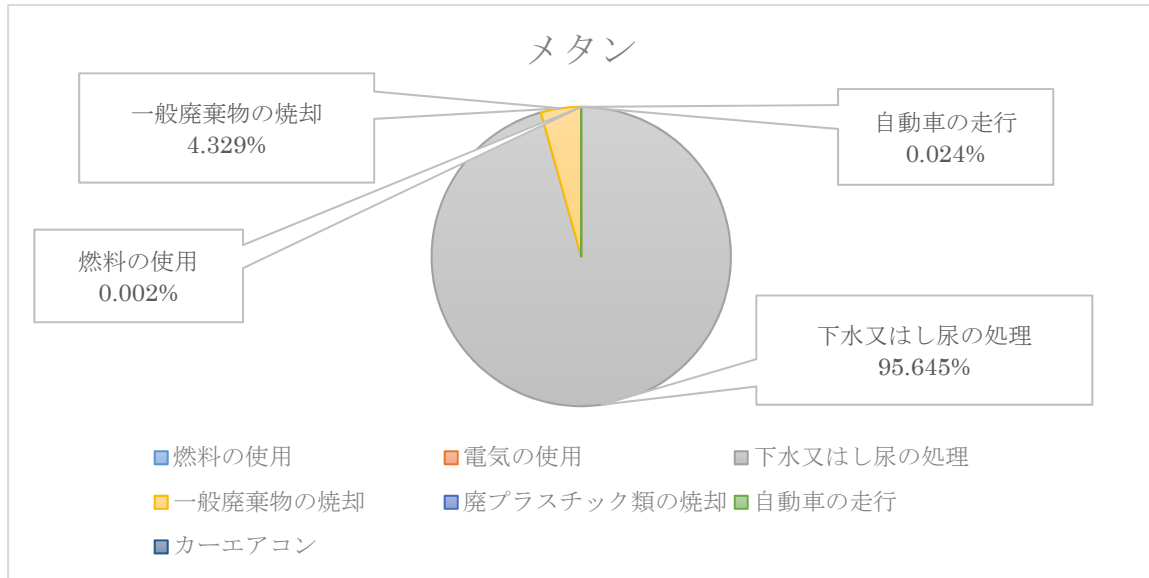
(2) 二酸化炭素 (CO₂)

二酸化炭素の排出要因は、廃プラスチック類の焼却が約82.36%、燃料の使用が約7.62%、電気の使用が約10.02%となっており、大部分が廃プラスチック類の焼却によるものである。当組合が排出している温室効果ガスの約96.79%を二酸化炭素が占めている。



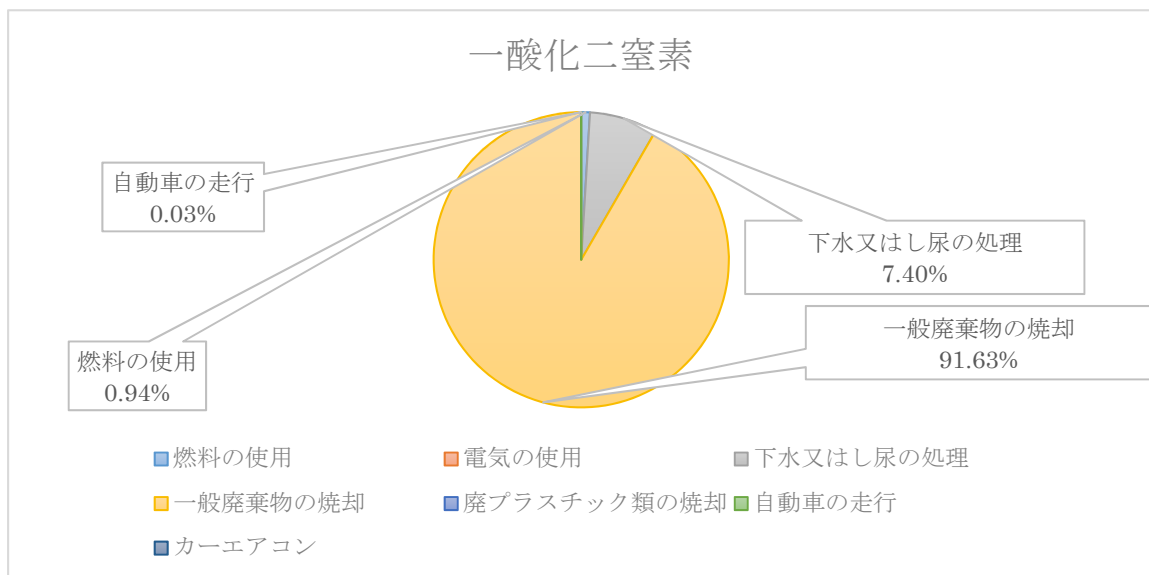
(3) メタン (CH₄)

メタンの総排出量の、約 95.65%を緑ヶ丘クリーンセンターの下水又はし尿の処理、続いて廃棄物の焼却の約 4.33%、自動車の走行の約 0.02%、燃料の使用の約 0.002%と続いている。当組合における、温室効果ガスの排出割合の約 0.17%をメタンの排出によるものである。



(4) 一酸化二窒素 (N₂O)

一酸化二窒素は、温室効果ガスの総排出量の約 3.04%を占める。その内訳は、一般廃棄物の焼却の約 91.63%、下水又はし尿の処理の約 7.40%、燃料の使用の約 0.94%、自動車の走行の約 0.03%となっている。



(5) ハイドロフルオロカーボン（HFC）

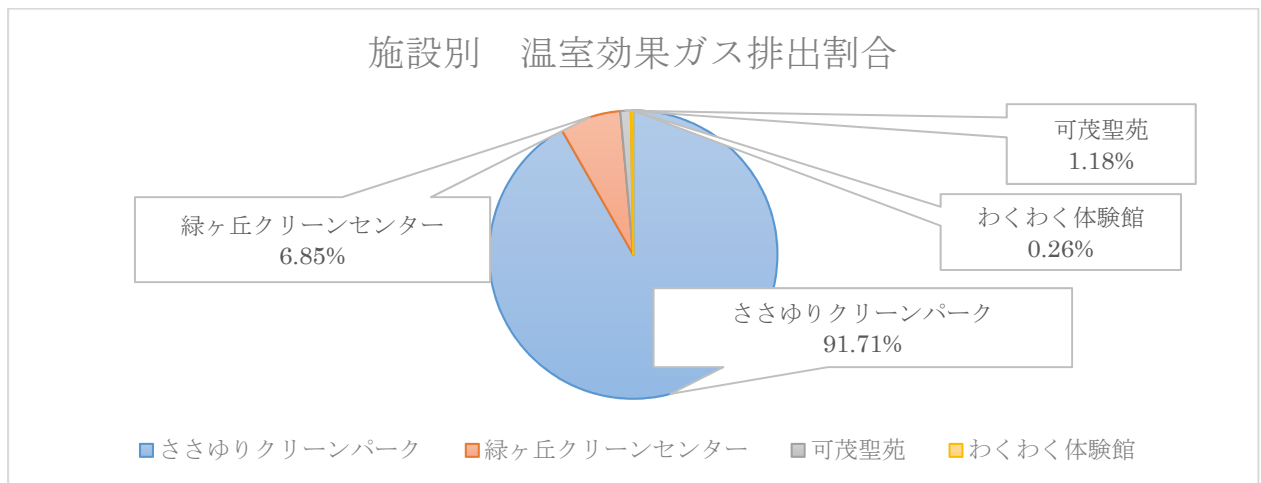
排出量は、使用中のエアコン付き車両の台数にて把握します。排出割合は、当施設における温室効果ガスの約 0.001%を占めています。

(6) 温室効果ガスの施設別排出量

当組合の施設別温室効果ガスの排出割合は、ささゆりクリーンパークで約 91.71%、緑ヶ丘クリーンセンターの約 6.85%、可茂聖苑の約 1.18%、わくわく体験館の 0.26%になりました。

2016 年度 可茂衛生施設利用組合 施設別 温室効果ガス排出量 (kg-CO₂)

区分	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	計
ささゆりクリーンパーク	26,779,633	1,186	837,409	100	27,618,328
緑ヶ丘クリーンセンター	1,937,739	48,917	77,145	71	2,063,872
可茂聖苑	355,587	2	23	14	355,626
わくわく体験館	79,322	0	0	0	79,322
合計	29,152,281	50,105	914,577	185	30,117,148



(7) 温室効果ガス排出量の総括

当組合の温室効果ガスの排出量の大部分は、ささゆりクリーンパークから発生した二酸化炭素によるもので、その内訳は約 89.65%が廃プラスチック類の焼却、電気の使用で約 6.89%、燃料の使用が 3.46%になりました。廃プラスチック類の焼却量は、搬入された可燃ごみを毎月ごみ質分析し、その内の廃プラスチック類の割合を元に【可燃ごみ搬入量 49,545.61 t × (1-ごみ質 水分率 45.51%) × (1-不燃物混入率 1.97%) × プラスチック構成比 32.81%】のように求めた結果、**廃プラスチック類の焼却量は、8,683 t**となり、当組合の温室効果ガス総排出量の約 79.72%を占めています。

第3章 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガスの削減

当組合の温室効果ガスの排出要因として、主に 2 種類に分けられる。燃料や電気を使用した「エネルギー起源」によるものと、廃プラスチック類・一般廃棄物の焼却や、し尿の処理などの非エネルギー起源によるものである。エネルギー起源による温室効果ガスの排出量については、施設運転の改善や省エネ効果の高い機器に更新するなど、当組合全体の省エネに対する意識向上や温暖化対策に取り組むことによりある程度の抑制ができる。一方、「非エネルギー起源」による温室効果ガスの排出量は、搬入される可燃ごみ量やし尿、そしてその性状に大きく左右されるため、排出抑制や資源化等について広く普及啓発を行い、温室効果ガスの削減を目指していきます。

(2) 温室効果ガスの削減目標の設定

温室効果ガス総排出量の削減目標は、2016 年度の実績を基準年度とし、目標期間を 2018 年度から 2022 年度までに設定し、年 1%削減を目指します。

温室効果ガスの総排出量に関する目標 (t-CO₂)

	【基準年度】 2016 年度実績	【目標年度】 2022 年度実績	【目標削減量】 2022 年度比	【目標削減率】
温室効果ガス総排出量	30,117	28,931	▲ 1,205	年 1%

第4章 削減目標達成のための取組

削減目標達成に向けて、燃料や電気等の使用量削減に取り組み機器の運転方式の見直し、省エネ機器への更新、空調や照明の使用方法の見直し等、エネルギー起源による温室効果ガスの削減を目指していく。また、非エネルギー起源由来による温室効果ガスの削減を目標とした、可燃ごみの減量やリサイクルの推進を、広報や組合HP並びにイベント等を使い広く進めていくものとする。また、職員一人一人が、環境に配慮した行動を自主的に行えるよう職員内で情報共有を進めていく。

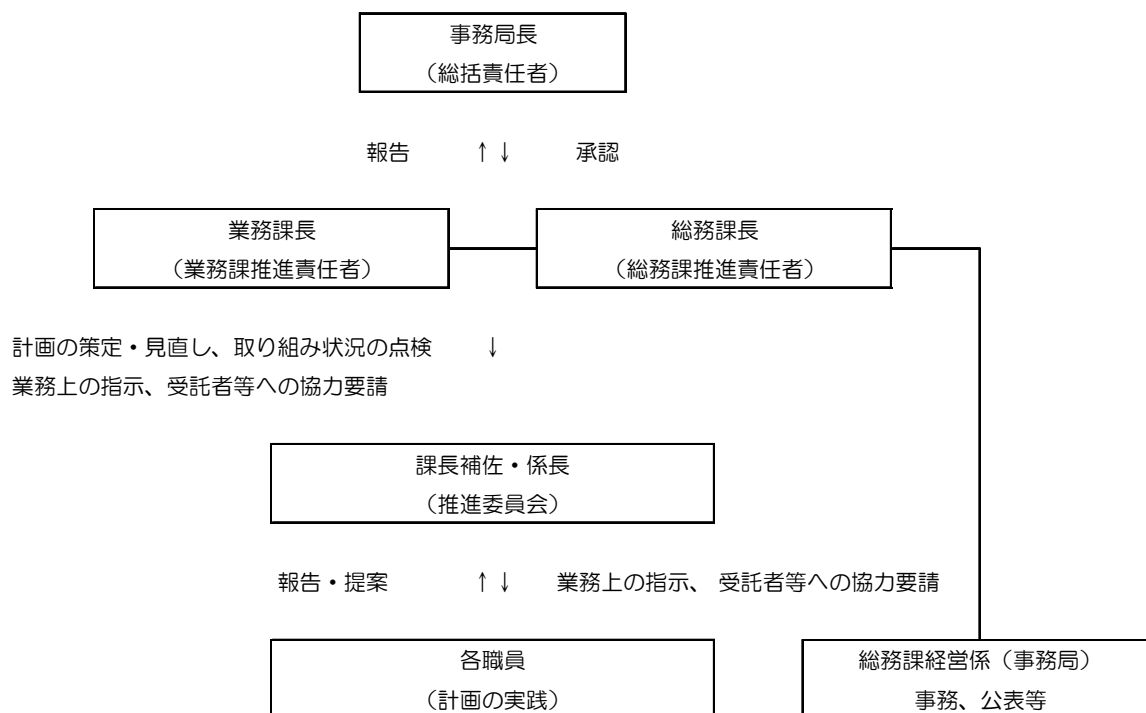
温室効果ガス排出量を抑えるための取組

区分	取組内容
電気使用量を削減するための取組	<p>【空調設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内温度（暖房 20℃、冷房 28℃）許容範囲±2 に設定する。 ・ブラインド等を使用し冷暖房効果を高める。 ・クールビズ・ウォームビズなど、室温に合わせて省エネルギーの服装に心がける。 ・扇風機などを使用し、冷暖房の効果の向上を図る。 ・適時、エネルギー効率のいい機器に更新する。 <p>【照明機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に支障のない範囲で消灯する。 ・会議室、更衣室、トイレなどの照明は使用后消灯する。 ・照明機器をLEDなどの高効率型の照明機器に更新する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンや複合機の省電力・節電モードに設定する。 ・出張や長時間パソコンから離れる場合はパソコンの電源を切る。 ・自動ドアやエレベーターの使用を控える。 ・設備機器を高効率型へ適時更新する。 ・施設の運転方式や運転スケジュールなどを見直す。 ・電気の総使用量を把握管理し、適時見直しをかけた使用抑制に努める。
燃料使用量を削減するための取組	<p>【公用車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急停車を抑えエコドライブに心がける。 ・アイドリングストップ、エアコン制限など燃料消費を抑制する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・オイル交換、タイヤの空気圧調整など定期的に点検し燃費向上を図る。 ・電気自動車やハイブリッドカーなど低燃費型の車両導入を検討する。 ・燃料の使用量や走行距離の把握・管理に努める。 ・不要な荷物を積載しない。 <p>【施設運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設運転を行い燃料の使用量の削減を図る。 ・各施設の燃料使用料を管理し常に高効率運転する。 ・ガスコンロや湯沸かし器を適正に使用し、無駄なガスの使用を抑える。
物品購入に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙は、古紙配合率の高い再生紙を購入する。 ・トイレットペーパーは古紙 100%のものを購入する。 ・使い捨て製品を避け、交換及び詰換え可能な製品を購入する。 ・ペットボトル等の再生可能な材料の衣類等を購入する。 ・P C、電化製品、照明等は、高効率型の製品を導入する。 ・エコマーク、グリーンマーク等の表示製品を購入する。 ・事務用品、備品等は大切に使用し、長期間使用する。
ごみの減量に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷や裏面印刷を使用し、紙の使用枚数を削減する。 ・ミスコピー用紙は、再利用コピー用紙として使用する。 ・文書・資料等の電子化共有を図る。 ・ペーパーレス化を進める。 ・使用済み封筒の利用。
3 Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業者に対して、ごみの発生抑制に関する意識啓発を進める。 ・小学生の廃棄物処理施設見学を積極的に進める。 ・組合HP、広報紙を活用してごみ問題・環境保全等を啓発する。 ・リサイクル自転車の趣旨を尊重し、住民への周知と還元を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用する。 ・溶融スラグの有効利用を推進する。 ・研修及び講演会、講座等へ積極的に参加する。

第5章 実行計画の推進

本実行計画を円滑に進めるため、目標の達成及び計画の見直し進捗状況の管理を行うため、下記組織体制により推進管理していく。



(1) 算定方法

推進体制、各施設の電気、燃料及び廃棄物の焼却量等の実績を集計し、温室効果ガス排出係数を基に排出量を算定する。

(2) 評価・公表

- ① 定期的に進捗状況を把握し、達成状況の点検を行う。
- ② 本計画の見直しをした場合や計画の実施状況については、組合 HP で公表。